

投資奨励委員会事務局 告示

P-10/仏暦2544年(2001年)(仮訳)

件名 第30条による原材料および副資材の輸入関税減免許可申請の原則および実施方法

第30条による原材料および副資材の輸入関税減免の権利恩典の利用申請の手續きに関して、明確性をもたらすために、仏暦2520年投資奨励法、仏暦2534年増補改訂(第2版)第30条による権限により、投資奨励委員会の同意を受けた事務局は、以下の告示を発布することを妥当とみなすに至った。

1. 投資奨励委員会事務局告示、P-2/2537 仏暦2537年2月2日付け、件名第30条による原材料および副資材の輸入関税減免の許可申請の実施方法、および投資奨励委員会事務局告示、P-1/2541 仏暦2541年1月23日付け、件名 第30条による原材料および副資材の輸入関税減免の期限延長申請による庇護(権利)受理申請の原則を廃止し、代わってこの告示を使用するものとする。
2. 第30条による原材料および副資材の輸入関税減免の権利恩典受理申請のために庇護を受ける、あるいは庇護期間延長を申請する目的を持つ奨励を受けた者(被奨励者)は、
 - 2.1 原材料あるいは副資材の輸入の2ヶ月以前に、権利恩典を使用する希望する原材料および副資材のリスト(告示の末尾に添付されている事例フォーム第2による)および原材料および副資材の見本あるいは写真と合わせ、庇護受理の申請書(告示の末尾に添付されている事例フォーム第1に従い)を提出しなくてはならない。
 - 2.2 被奨励者が、権利恩典の最終の2ヶ月前より後に、あるいは期限の最終以後に、庇護の期間延長の申請を提出した場合には、
1年の期間たる第30条による権利恩典の付与は、
2ヶ月を経過して案件を提出した日を元にして数え始めるものとする。
3. 1年毎に、合わせて5年を過ぎない期間からなる第30条による権利恩典を受理したゾーン3に製造場所を設立する被奨励者に関し、前述の期間の計算は、最初の第30条の原材料および副資材の権利恩典の使用を開始した日から継続して数えるものとし、被奨励者は、以下に従わなくてはならない。

- 3.1 最初の年の2ヶ月以上前で輸入する以前に、輸入関税減免の権利恩典を使用するものとして、事務局に対して、原材料および副資材のリスト（本告示の末尾に第2事例フォームによる）許可申請および原材料および副資材のサンプルあるいは写真（図形）を提出
- 3.2 2ヶ月以上前、輸入期間の最終日の前に、事務局に対して、継続年の1年を満たす輸入関税減免の権利恩典の使用を望む際には、原材料あるいは副資材の帳簿リスト許可の申請（本告示の末尾に第2事例フォームによる）および原材料および副資材のサンプルあるいは写真（図形）と合わせて、第30条による権利恩典の期間延長の申請（本告示の末尾に第3事例フォームによる）を提出。
4. 最大生産量の計算および生産フォーマットの許可申請
 - 4.1 第30条による権利恩典を受け、また、すでに事務局から原材料および副資材の帳簿リストの許可を受けた被奨励者は、以下のフォーマットおよび根拠とともに、年満期の最大計算量の許可、および生産フォーマットの許可を提出しなくてはならない。以下による。
 - 4.1.1 次の年に生産予定する製品の種類および数量
 - 4.1.2 製品の郡に対応する原材料あるいは副資材使用のリストと数量を示す生産フォーマット（本告示の末尾に第4事例フォームによる）
 - 4.1.3 種類ごとの原材料あるいは副資材のリストおよび最高数量（本告示の末尾に第5事例フォームによる）
 - 4.1.4 原材料あるいは副資材および生産する製品のサンプルあるいは写真（事務局は検査の後、送り返すものとする。）
 - 4.2 第30条による権利恩典の期限延長を受け、また、原材料あるいは副資材リストの増加がない被奨励者に関しては、事務局は、新たな生産フォーマットの許可申請を提出する必要なしに、許可を受けた生産フォーマットに従うことを許可し、引き続き使用できるものとする。
5. 原材料あるいは副資材の通関指示の許可

原材料および副資材の通関指示は、被奨励者が、事務局から原材料および副資材の帳簿リストおよび最高数量の許可を受けた後にのみ実施することができる。同時に、被奨励者は、以下の文書と合わせて、本告示の

末尾に第6事例フォームにより、事務局に対する輸入関税減免の許可申請書を提出しなくてはならない。

- － Invoice 2部
- － パッキングリスト写し 2部
- － ディスケット（コンピューターによる通関指示使用者に関して）

6. 原材料および副資材の使用リスト

- 6.1 輸入関税の減免を受け輸入する原材料あるいは副資材は、さらなる第30条による期間延長を与える許可を受けた場合を除き、輸入期間の最終日から数えて6ヶ月以内に、奨励を受けたプロジェクトによる製品の生産に使用されなくてはならない。
- 6.2 被奨励者は、原材料および副資材のリストを整え、第6.1項の期間終了後の1ヶ月以内に事務局に送付し、以下の文書を添付の上、知らしめなくてはならない。
 - 6.2.1 税務局フォームによる販売税帳簿の写し
 - 6.2.2 生産した全ての製品合計の報告書、販売してしまった製品の合計と残っている製品の合計を分けること。
 - 6.2.3 事務局から許可を受けた生産フォーマーミュラーによる計算式により計算した製品製造に使用する原材料あるいは副資材使用数量の詳細（本告示の末尾の第7事例フォームによる）
 - 6.2.4 輸入数量および残っている原材料および副資材数量と合わせた、第6.2.3項の文書から総編集した生産に使用するリスト毎の原材料および副資材の使用数量の報告書（本告示の末尾の第8事例フォームによる）
- 6.3 事務局は、次の年に輸入する許可を受ける量から削減することにより、前の1年の生産から余った原材料および副資材を持ち込み、次の年の生産に使用することを許可する。
- 6.4 6.1項の規定下での奨励を受けたプロジェクトによる製品として生産しなかった残余の原材料および副資材については、被奨励者は、権利恩典を取り下げられ、輸入した日の価格および比率の状態により、輸入関税を支払わなくてはならない。
- 6.5 生産から生じたロスについては、投資奨励委員会事務局の告示、第30条による原材料および副資材の紛失およびロス部分に関する条件および方法の件を利用し、準用するものとする。

7. 事務局は、被奨励者が、権利恩典の使用申請の年の満期に際して、原材料および副資材の帳簿リストの申請をした日から数えて規定する2ヶ月前に輸入した第30条による原材料あるいは副資材の輸入関税の減免の権利恩典を使用することを許可しない。（第2項および第3項）
8. 事務局に提出する文書は、権限を持つ役員あるいは権限を委譲された者がその正確さを保障する署名を有するものでなくてはならず、あわせて、全てのページに社印が持つものとする。
9. 前項の指針に関し判定不可能な問題が生じる場合には、投資奨励委員長官を判定者とする。

これらに関して、仏暦2545年（2002年）2月
1日以後の原材料あるいは副資材の輸入に関して有効とする。

告示日 仏暦2544年（2001年）11月12日
署名 チャクラモン・パスカワニット
投資委員長官

この翻訳は、告示日2001年11月12日付の投資委員会事務局告示P-10／仏暦2544年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。

事例 1

庇護申請フォーム

宛 投資奨励委員会長官

庇護の申請

.....

.....

.....

.....

申請理由

1.
-
-
2.
-
-
3.
-
-

検討構成の実際

1. 関税の構造

	関税分類	関税率
完成品		
		
		
		

原材料

.....

.....

.....

2. 奨励を受けた製品

製品	奨励証書による生産能力 (時間 / 日 日 / 年)	現在の生産能力 (時間 / 日 日 / 年)
.....		
.....		
.....		

3. 現在の国内にある生産能力

企業名	生産能力
.....	
.....	
.....	

4. 国内の希望する量（計算方法および持っているものを示す）

.....

.....

.....

5. 生産数量および販売数量の詳細

生産数量	使用量
.....	
.....	
.....	

6. 実績（貸借対照表および損益計算書を示す）

利子を差し引く前の利益	利子を差し引いた後の利益
.....	
.....	
.....	

7. 企業についての詳細

ー 操 業 開 始 の 日

ー 現 在 の 投 資 金 額

ー 借 り 入 れ 金 額	か ら	総 金 額	利 子 率
	か ら	総 金 額	利 子 率

ー 現 在 の 雇 用 者 数

8. そ の 他 関 係 事 項

8. 1.

.....

.....

8. 2.

.....

.....

9. 完 成 品 の 輸 入 統 計

年	数 量	金 額
25		
25		
25		

10. 輸 入 原 材 料 の 価 格 傾 向

年	価 格 (C. I. F)	国 名
25		
25		
25		

11. 完 成 品 輸 入 価 格 の 傾 向

(企 業 が 生 産 し、第 12 項 で 表 示 す る の と 同 様 の 種 類 お よ び サ イ ズ)

年	価 格 (C. I. F)	国 名
25		
25		
25		

社印

奨励証書番号 署名日

[illegible]

8									許可 不許可
---	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------

事例 3

企業文書 第30条による輸入原材料の期間延長許可の申請

日付

件名 第30条による輸入原材料の期間延長許可の申請（第 回目）

宛 投資奨励委員会長官

着 事務局文書 NR..... 署名日

- 添付文書
1. 第30条による原材料および副資材の輸入期間延長の書式
 2. 年間に輸入した原材料あるいは副資材の数量およびストックの実際の残存数量の報告書
 3. 生産フォーマットによる生産、販売、残余製品、残余原材料の使用報告
 4. 引き続きの年に輸入する原材料および副資材の数量報告

企業 奨励証書 業種 生産

奨励証書番号 署名日 1年間第

30条による原材料あるいは副資材に関して、

75%の輸入関税の減免を受けることになり、

開始日 至日 当該関係文書により、

5年の期間の減免を受ける規定になっていることに関し、

企業は、事務局が、1年間、開始日 至日

第30条による75%の輸入関税減免に関しての輸入期間の延長を企業に与えることの許可を検討することを希望しており、企業は、文書の提出をなすとのことにより、検討のための文書を送付します。

つきましては、原材料に関し、輸入関税の減免期間の延長を企業に与える許可を検討いただきたくお願いいたします。

敬具

責任者署名
社印

担当者名
電話
ファックス

件名 布告1／2536によるゾーン3のプロジェクトに関し、第30条による原材料および副資材の輸入期間の延長申請

宛 投資奨励部長 第.....部

1. 企業名
 奨励証書番号 発効日
 業種 製品 工場所在地
2. 企業の事業開始 ○プロジェクト完成 ○部分完成 日付
3. 製品および生産能力（ 時間／1日 日／年）
 製品 年間生産量（ ユニット）

製品	奨励証書毎	開始済み
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		

4. 実際の年間毎の生産量 以下による
 （開始日 到達日 ）
- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

5. 第30条による権利恩典を受けた企業は、5年間で
1年間毎の輸入権利奨励証書によるものである。（開始日
到達日 ）

6. 企業は以下の回数年度の原材料と副資材の輸入期限の延長を申請 第 回目

7. 過去の満了年に、企業は以下のような原材料輸入了った。

7.1 全ての原材料輸入 回 総 リスト
輸入金額 パーツ 最終の輸入日
現在の残余原材料 総 リスト

（輸入原材料および副資材の量および残余数量の報告フォームを添付）

7.2 企業は添付のフォームにより生産および製品の販売、残余製品、原材料および副資材の使用を報告する。

8. 引き続きの年の生産に使用するために輸入する原材料および副資材のリスト（
輸入申請の原材料および副資材の量報告フォームを添付）

私は、前項の情報は、すべての事項が真実であることを保証し、事務局の目的に正しく、かつ到達するように権利恩典の使用を与えるに際して企業の権利恩典の使用検査に関して、事務局の担当者へ喜んで協力するものであります。

故に、第30条による原材料および副資材の輸入期間の延長申請をご検討いただくために提出いたします。よろしくお願いします。

敬具

（社印）

代表責任社

.....
（担当者用）

10. ○ 原材料および副資材の輸入期間の延長を与えることを妥当と見る。

第年目 開始日 到達日

○ 許可を以下の理由により不適と見る。理由

検討についての報告

署名 担当者

宛.....

許可／不許可の検討について

許可／不許可

[illegible]

第30条による原材料あるいは副資材の輸入期限の延長 第 年 月 日 輸入期限
日より まで および 在庫の残余原材料 日付
企業名

[illegible]

事例 3

第 年目の満了後に引き続きの年間、第30条により輸入予測する原材料および副資材リストフォーム

輸入期限 日より _____ 日まで _____

企業

[illegible]

最終日..... 最大報告 日現在.....

[illegible]

事例 4

第30条によるモデル毎の生産フォーミュラーと原材料および副資材の使用数量の詳細

企 業

奨励証書番号.....署名日.....

製品名 _____

モデル番号

1 年の生産量 総計 リスト

生産年の満了 開始日 _____ 到達日 _____

[illegible]

事例 5

第30条による生産に使用するリスト毎の原材料および副資材数量の報告

企 業

奨励証書番号 署名日

製品名

モデル番号

1 年の生産量 総計 リスト

生産年の満了 開始日 到達日

[illegible]

事例 6

第30条による 原材料輸入関税の減免申請書フォーム

番号

日付

件名 輸入関税の減免申請 普通税率の % 第 回目の原材料および
副資材に関し

宛 投資奨励委員会事務局

送付添付物 1. インボイス写し 2部 部数につき2部
2. パッキングリスト 2部 部数につき2部

企業 会社 (納税証明書番号

奨励証書受理 業種 製造

奨励証書番号 発給日時

投資委員会が検討許可するところにより原材料あるいは副資材の輸入関税の
減免を受けることに関し、

C I F 価格の原材料および副資材 金額 パーツ
輸入関税額見積り パーツ 外国 からの発注
バンコック港着 到着予定日

企業は、委員会が、ここに全て添付した詳細に基づき、輸入関税の減免を
企業に付与する許可検討を行う要請願いを有しております。

今期の年満了に関して、企業は、CIFをあわせて金額見積り パ
ーツに原材料あるいは副資材を輸入し、減免輸入金額合わせて、
パーツ、製品販売額見積り金額 パーツとなります。

つきましては、以下により前記の原材料および副資材の通関指示を関税局
に明示するご検討をお願いにまいりました。よろしくお願いします。

敬具

連絡人

(.....)

電話

権限者署名

テレックス

社印

事例 6

件名 受理日

許可を受け帳簿に保管された原材料および副資材に関する通関指示／銀行
保証取り下げの検討フォーム

1. 企業名
2. 奨励証書番号 発行日
3. 業種／生産能力
4. 操業開始日
5. 権利受理 条項 (.....年) 輸入開始日

至 日

輸入予定日

6. インボイス日毎の番号 総数 部 全部 枚
7. 許可を受けた帳簿による通関指示申請 第 回目 日付
8. 輸入関税の免除あるいは減免の受理 減免の場合の減免率
9. 今期の輸入材のリスト 後のページの詳細による。
 - 9.1 関税の免除あるいは減免、全部 リスト
 - 9.2 過去の帳簿部分の関税の免除あるいは減免 リスト
 - 9.3 帳簿内のリストがないために免除および減免を付与せず。.....リス
上.
10. 海外取引企業あるいは部品および半製品の購入センターの場合には、
以下を説明すること。
 - 10.1 今期の原材料に引き受け生産する者 その生産者名
帳簿番号
 - 10.2 本件の生産引受人が、1年を過ぎて輸入原材料を所持しているか
否か いる場合は、後のページで説明すること。
 - 10.3 どのくらいの時期に生産輸出できるか
指定検査日

提出 部

ストック管理帳簿に記入の後、許可を受けた量内にあることをみとめ、通関指示をすることができる。帳簿を上回る（ある場合）部分に関しては、輸入関税の支払い、および／あるいは保証書を使用するなどの注を記す。

署名 補佐官 署名 担当者

－許可／不許可

－署名済み

部

輸入品の詳細

品目リスト	回目のリスト	輸入総合計		許可合計
		今期分	総集計	

脚注（部分的な許可不許可の説明）

.....

.....

.....

.....

10. 2項の詳細

.....

.....

.....

.....

.....

.....

事例 7

第30条による原材料あるいは副資材の使用量の見積もり説明 第 回目輸入期限 開始日..... 最終日
 企業..... 総見積もり説明 日付

整理 番号	原 材 料 お よ び 副 資 材 リ ス ト	ユ ニ ッ ト	過 去 の 年 度 か ら の 残 余 原 材 料 数 量	当 該 年 度 の 輸 入 数 量	原 材 料 使 用 数 量						残 余 原 材 料 量	
					モ デ ル		モ デ ル		モ デ ル			原 材 料 使 用 合 計
					1 ユ ニ ッ ト 当 た り 使 用 量	総 使 用 量	1 ユ ニ ッ ト 当 た り 使 用 量	総 使 用 量	1 ユ ニ ッ ト 当 た り 使 用 量	総 使 用 量		

注：モデルの欄が不足の場合は、適宜増加してよい。

事例 8

第30条による原材料あるいは副資材の輸入リストのフォーム 第 _____ 年目満了
輸入期限 開始日 _____ 最終日 _____ および 保管残余原材料
日付 _____ 企業名 _____

[illegible]